

高齢者サポカー補助金 最大10万円

「令和4年度加古川市高齢者おでかけサポート事業」について

主催	加古川市
内容	<p>市内在住の65歳以上の者を対象に、サポカーの購入、又はペダル踏み間違い時の事故抑止機能を有した安全運転支援装置の購入及び設置する費用を最大10万円補助します。</p> <p>〔補助期間〕 ●令和5年3月31日まで ※令和4年4月1日から令和5年3月31日までに車両の登録、又は安全運転支援装置の購入及び設置を終了していること。</p> <p>〔補助率〕 ●9/10</p> <p>〔対象となる経費・上限額〕 ●サポカー購入・・・・・・・・・・新車10万円・中古車4万円 ●障害物検知機能付き安全運転支援装置の購入及び設置・4万円 ●安全運転支援装置の購入及び設置・・・・・・・・・・2万円</p> <p>詳細は、市ホームページ又は案内チラシをご確認ください。 (<input type="checkbox"/> 初めて ・ <input type="checkbox"/> 恒例 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 回目)</p>
対象(参加者)	<p>市内在住の令和4年4月1日時点で65歳以上のうち、次の条件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転免許証を保有している ・市税を滞納していないなど
申込先・方法	<p>高齢者・地域福祉課 079-427-9715</p>
目的・背景 その他	<p>高齢者が運転する自動車による交通事故の防止、及び事故時における被害の軽減を図り、高齢者が安心して自動車を運転し外出できること、また社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるようにするため。</p>
市ホームページ	<p>掲載済み ・ <input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定 (●月●日) ・ 掲載しない</p>
広報かこがわ	<p>●月号に掲載 ・ 6月号に掲載予定 ・ 掲載しない</p>



加古川市 高齢者・地域福祉課 地域包括ケア係
(担当: 村上・坂元)
☎079-427-9715 (内線2908)

65歳以上高齢者のみなさんへ

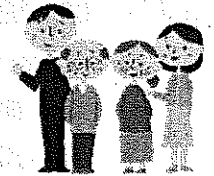
最大
10万円

サポカーの購入費や ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の 設置費用を補助します

高齢者が安心して自動車の運転を行い、地域生活の継続及び、地域活動へ積極的に参加することにより自分らしい生活を維持していけるために、サポカーの購入等にかかる費用の一部を補助します。

補助対象者 ※下記①～⑤を全て満たす人

- ① 加古川市内に住所を有する65歳以上（令和4年4月1日時点）の方
- ② 有効期限内の自動車運転免許証を保有する方
- ③ 令和4年4月1日以降にサポカー購入、又はペダル踏み間違い時の事故抑止機能を有した装置の購入及び設置をした方
- ④ 自動車検査証の使用者と同一であること
- ⑤ 加古川市税を滞納していない方

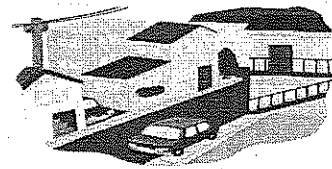


補助対象となる安全運転支援装置の要件

○国の認定を受けている装置（急発進抑制タイプまたは障害物検知タイプ）

※対象装置は、自動車販売店・自動車用品店でご確認ください。

対象となる経費	① 対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車の購入（製造年度の限定なし）に要した経費 ② 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入及び設置に要した経費 ③ ペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入及び設置に要した経費 ※ただし、国、県等が実施する同様の補助金を受けている場合は対象外とする
補助率	9/10
補助金の額	上記①～③のそれぞれの費用の9割を補助し、以下の金額を上限とする ① 新車10万円、中古車4万円 ② 4万円 ③ 2万円 ※補助対象経費が上限額を下回る場合は、補助対象経費の額（1,000円未満端数がある場合は端数を切捨てた額）とする
補助期間	令和5年3月31日まで ※令和4年4月1日から令和5年3月31日までに登録、又はペダル踏み間違い時の事故抑止機能を有した装置の購入及び設置を終了していること ※申請書の提出が令和5年4月1日以降になる場合は、あらかじめご連絡ください。連絡先：高齢者・地域福祉課（電話 079-427-9715）



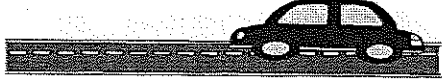
補助金の申請から交付までの流れ

1. 安全運転支援自動車（サポカー）の購入又は安全運転支援装置の設置

○補助対象者等の要件をご確認の上、取扱業者で購入又は装置を取り付けてください。

2. 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を高齢者・地域福祉課へ提出

○下記の書類を添付して提出ください。

- ① 安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第2号）
 - ② 普通自動車運転免許証の写し（氏名変更及び住所変更がある場合は、裏面を含む）
 - ③ 加古川市市税確認承諾書
 - ④ 安全装置を設置する自家用自動車の自動車検査証の写し
 - ⑤ ④に規定する自家用自動車の使用者の現住所と自動車検査証の住所が異なる場合は、使用者が同一であることが分かる書類
 - ⑥ 支払い確認書類（領収書等）又は自動車ローン契約書等 
 - ⑦ 振込先が確認できる書類の写し（金融機関名、支店名、口座番号、氏名カナが分かるもの。）
- ※別途、必要な書類がある場合は、提出いただきます。

3. 補助金額の確定

○提出書類を審査し、補助金交付決定・不交付決定通知書を送付します。

4. 補助金の振り込み

○補助金交付決定通知を受けた方に対し、約2週間程度で申請者名義の指定口座へ振り込みます。

申請書類は加古川市ホームページからも入手できます。

<https://www.city.kakogawa.lg.jp>



詳細はこちらから↑

加古川市役所 高齢者・地域福祉課 地域包括ケア係

TEL079-427-9715

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

■受付時間 8:30~17:15（土・日・祝日、年末年始を除く）

